

令和5年
7月15日
第28号

発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一

安倍元総理の魂は我々とともに

昭恵夫人「皆さんの奮起が供養」

安倍晋三元総理が参議院選挙の応援演説中にテロに倒れ逝去されてから7月8日で1年になりました。この日は、私たちの同志が全国各地で追悼の式典を開き、御霊にその遺志を継いでいくことを誓いました。東京・元赤坂の明治記念館では、「世界に咲き誇れ 安倍晋三元総理の志を継承する集い」が開かれ、昭恵夫人も出席されました。

その「志を継承する集い」は私たちの思いを一つにさせました。主催者代表の櫻井よしこ氏は、安倍元総理から「限りない明るさ」と「決してあきらめない（意思）」、そして「限りない寛容さと優しさ」をいつも感じた」と明かし、そこにあったのは「日本に対する揺るがぬ誇り」と「歴史を辿るほどに心の奥底から湧いてくる思い」であったと説きました。

昭恵夫人の涙をこらえながらの言葉も胸に響きました。「今、（安倍元総理は）魂となつて、この国のために、これからも皆さんとともに働き続ける」のだと訴え、心ある人々の団結を次のように呼びかけました。

「志を継承する集い」動画

櫻井よしこ氏挨拶

安倍昭恵夫人挨拶



奈良市の三笠霊苑の「留魂碑」(吉田松蔭先生の留魂録から命名)

「怒りの感情を持つのではない、恨みの感情を持つのではない、どうか、主人が亡くなったことで、奮起をしていただき、この日本の力に合わせていただくことが主人に対する供養だと思えます」。

「トイレ制限違法」最高裁判決 一般化できぬ個別事例の判断

性同一性障害で女性として生活する経済産業省職員（戸籍上は男性）が勤務先で女性用トイレの使用を制限されたとして国を訴えた上告審判決で、最高裁第3小法廷は7月11日、国の対応を「違法」と判断しました。

自認「によって女性トイレを使用できると考える人がいたとしたら、明らかな間違いです。」

しかし、今回の判決は原告の個別具体的な事情を考慮しての限定的な「事例判断」であり、どの職場にも当てはめて「一般化」できません。ましてや、「性

原告は健康上の理由で戸籍変更に必要な性別適合手術を受けていませんが、女性ホルモンの投与を受け、性衝動に基づく性暴力の可能性は低いとの医師の診断も受けています。裁判長は補足意見で「職場の組織、規模、施設の構造その他職場を取りまく環境、職種、関係する職員の人数や人間関係、当該トラン

来秋の総裁任期までに改憲実現を

安倍元総理の一周忌を迎え、私たちの目前には憲法改正という大きな課題、大きなチャンスが現れています。岸田政権、そして自民党には、何があっても来年9月の総裁選任期までの改憲実現の「公約」を守ってもらわなくてはなりません。

もうひとつは、旧皇族の男子孫を皇族の養子とする有識者会議の提言を結実させることです。言うまでもなく、男系の血統が一本の太く強い系のように途切れることなく続いてきたのが「皇位の継承」であり、日本の国柄そのものであります。

加えて裁判長は「本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない」とクギを刺しています。

読売社説(7月12日)
トイレ制限訴訟判決
の拡大解釈避けるべきだ

